

山口市
報道資料

令和8年10月26日

1	件名	職員の懲戒処分の公表について
2	日時	令和8年10月26日（月）
3	場所	
4	内容	<p>職員の懲戒処分について、別紙のとおり公表します。</p>
5	問い合わせ	総務部職員課人事研修担当 TEL 083-934-2727

懲戒処分の公表

1 事実の概要

総合政策部の所管事務である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、「給付金・定額減税一体支援事業（令和6年度低所得者支援枠及び不足額給付金）」に係る実績報告及び精算の事務手続きに誤りがあり、本来、返還する必要のない交付金を国に返還したことにより、7,792万円を市の一般財源で負担する事案が発生したものの。

本事案は、担当職員の当該交付金の精算事務における制度の認識誤りが直接の原因ではあるが、その背景には、事務処理の属人化に加え、組織としての検証や相互確認が十分に機能せず、決裁過程においても誤りを是正することができなかった等、組織としてのチェック体制、事務執行体制を要因とするものである。

2 被処分者及び処分内容・理由

(1) 所 属	総合政策部
補 職	部長
性 別	男性
年 齢	60歳
処分内容	減給1箇月（給料月額10分の1の減給）
処分理由	上記職員は、当該事務処理に係る専決者として、適正な管理監督を欠いた結果、市政に対する市民の信頼を失墜させた。よって、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号の規定により、懲戒処分とする。

(2) 所 属	総合政策部
補 職	次長
性 別	男性
年 齢	51歳
処分内容	戒告
処分理由	上記職員は、当該事務処理に係る決裁権限上の管理監督職として、適正な管理監督を欠いた結果、市政に対する市民の信頼を失墜させた。よって、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号の規定により、懲戒処分とする。

(3) 所 属	総合政策部
補 職	課長
性 別	男性
年 齢	51歳
処分内容	戒告



処分理由 上記職員は、当該事務処理に係る決裁権限上の管理監督職として、適正な管理監督を欠いた結果、市政に対する市民の信頼を失墜させた。よって、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号の規定により、懲戒処分とする。

3 処分年月日

令和8年10月26日

4 その他

上記処分のほか、当該事務に関係した職員2名を文書訓告とした。